

米国建国期思想の形成とその特徴

高 岡 義 幸*

目 次

はじめに

1. アメリカ大陸への入植動機
 - 1.1 イギリス植民地の形成
 - 1.1.1 ヨーロッパ主要国の海外展開
 - 1.1.2 入植, 植民地建設の仕組み
 - 1.2 信仰の自由の希求
 - 1.2.1 イギリスにおける宗教事情: 国教会の成立
 - 1.2.2 プロテスタントに対する迫害
 - 1.2.3 ピューリタニズムの誕生
 - 1.2.4 ピューリタンへの迫害とイギリス脱出への胎動
 - 1.3 考 察
2. イギリスからの離反と独立
 - 2.1 イギリス国王に対する忠誠心と, 変化の胎動
 - 2.2 忠誠心から憎悪への転換
 - 2.3 独立への具体策の実行
 - 2.3.1 植民地の結集と独立革命の開始, 独立宣言の承認
 - 2.3.2 アメリカ思想の原点形成
 - 2.4 考 察
3. 独立革命期の思想と独立宣言の趣旨
 - 3.1 17~18世紀のヨーロッパの思想状況
 - 3.1.1 パラダイム転換
 - 3.1.2 所有権思想の発達
 - 3.1.3 ロックの出自とその思想
 - 3.2 独立宣言の構成とその趣旨
 - 3.2.1 全文の構成
 - 3.2.2 基礎的思想の解釈
 - 3.3 連邦憲法制定と自由概念
 - 3.3.1 連邦憲法制定
 - 3.3.2 連邦派と州権派の自由概念
 - 3.4 考 察
 - 3.4.1 独立宣言で言われる「人間の平等」概念について
 - 3.4.2 独立宣言における「自由」概念について

お わ り に

はじめに

今日の米国における経営の特質をより良く理解したいという思いからその根底にある思想の研究を行っている。これまですでに20世紀の保守とリベラルの思想, 次いで, 経営学が形成される経済的・社会的基盤となった19世紀後半から20世紀初頭にかけての思想を考察してきた。本研究はこれまで対象としてきた時代思潮のさらに根底に存在するであろう米国建国期の思想を対象としている。建国期の思想の基本構造は, 一方でヨーロッパ近代思想を継承しながら, 他方では米国の独自性を付加することによって形成されたと言える。それは当時の諸状況が生み出した結果ではあるが, 以後, 今日に至るまで連綿と引き継がれ, 米国社会の形成に少なからぬ影響を及ぼし続けている。そのため今日の米国における経営行動の特異性を捉えるためにも, その特徴を捉えておくことには大きな意義があるものと考えられる。

建国期の思想は独立宣言に集約的に表現されていることは言うまでもないが, 上記のとおりこれも当時の諸状況の結果であることを考慮すれば, その前史に遡って考察することが不可欠であろう。本稿では英国から今日の米国東海岸に入植が行われ始めた動機から考察を始めている。なぜなら, アメリカ大陸への入植と植民地の独立を理解するためには, 当時のヨーロッパ諸国による植民地建設競争や英国における国内事情, 特に宗教に関する事情を理解しておくことが肝要と考えるからだ。これが第1章である。

第2章では, およそ18世紀半ばまでイギリス

* 広島経済大学メディアビジネス学部教授

国王に対して忠誠心を抱いていた植民地の人たちから忠誠心が消え、やがて憎悪の念が高まった過程と、ついに独立革命が始まり独立宣言が出されるまでの、植民地の人たちの思想の変遷を整理し考察している。

第3章では、独立革命期の思想を考察している。この宣言は言うまでもなく政治的な宣言であるが、この宣言には現存の政府を拒否し、また新たな政府を設立することを正当化する個人の権利とその根拠が明示されている。そしてその根源がキリスト教の神に求められている。経営行動の根底思想を捉えるにはこの側面からのアプローチにより大きな意義があると考えられる。

この章は次の三つの節で構成されている。①17～18世紀のヨーロッパ思想（ロックの思想を含む）、②独立宣言の構成と趣旨、③独立革命期後期の連邦憲法作成を巡る思想問題である。

1. アメリカ大陸への入植動機

1.1 イギリス植民地の形成

1.1.1 ヨーロッパ主要国の海外展開

15世紀末からヨーロッパ諸国によるアメリカ大陸の探検および植民地化が行われたことは周知のとおりである。初期にこの活動を行ったのがスペインとポルトガルであった。その後イギリス、フランス、ドイツその他の諸国も植民地争奪戦に加わった。初期のアメリカ大陸への入植および植民地化はそれぞれの国王の支援を受けたものであったようだ。

現在の米国を中心とする地域を対象を絞れば、イギリスは1588年にスペインの無敵艦隊を撃破して以降アメリカ大陸進出を本格化させた。ジェームズ1世（1603-25）の時代にヴァージニアへの探検を開始し、ジェームズタウンの建設（1607年～）およびヴァージニア植民地の経営を開始している。ちなみに、ジェームズタウンはイギリス最初の恒久的北米植民地となる。

それに続いて、半ば神話化されてはいるが、

ピルグリム達によるプリマス入植（1620年）をはじめ、現在の米国東部地域への入植が急速に拡大している¹⁾。

1.1.2 入植、植民地建設の仕組み

野村達朗によれば、イギリスの植民地事業は1607年から本格化するが、初期のものはもっぱら地主・ジェントルマンの出資によって私的に営まれ、後に国王がこれに特許状を発してお墨付きを与え、さらに直轄化するパターンで進出した。13植民地もこうして建設されたようだ。これを成立基盤・統治形態によって分類すると次の三つに大別できる。一つ目は社会契約に基づくもので、本国政府とは無関係だが、後に特許状を与えられるか、他の植民地に併合されて17世紀末には姿を消している。ちなみにメイフラワー号のピルグリム・ファーザーズがつくり上げたプリマスもこのタイプであった。二つ目は最初から国王の特許状を得て行われるものである。このタイプは特許状が付与される対象によってさらに二とおりに分けられる。社団に与えられる場合が自治植民地で、個人に与えられるものが領主植民地と呼ばれる。三つ目が国王・本国政府の直轄下に置かれる王領植民地であるが、これは他の植民地を王領化することによって建設された²⁾。

植民地建設が推進された当時は政治的には絶対王政の時代であるから、その活動は国王から特許（Charter）を受けて実行されるのが基本原則であったようだ。ただ特許は容易に得られるものではないので、主催者達の周囲には一攫千金を目的とする資本家達や、実際に現地に移民として渡って植民地建設活動に携わろうとする者たちが数多くが集まって入植組織が形成されたようだ。彼らは国王から直接入植許可を受けることなどは不可能だから、特許をもつ植民地会社や個人から言わば二次的な許可（Patent）を得て入植した。ちなみに、Charterは入植者が自ら統治することを認めるもので、Patent

は統治権は持たないが土地の所有を許可するものであったようだ³⁾。

イギリスによる植民地建設は下記のように進められている⁴⁾。

1607年、英国初の恒久的北米植民地となる
ジェームズタウンの建設。

1619年、黒人奴隷がヴァージニアに輸入される。

1620年、巡礼始祖（ピルグリム・ファーザーズ）によるプリマス植民地建設開始。

1733年、ジョージア植民地建設。この時点で
13植民地が成立。

1.2 信仰の自由の希求

1.2.1 イギリスにおける宗教事情：国教会の成立

イギリスでは、16世紀前半にヘンリー8世（1509-1547）がローマ教会から分離独立することを意図した宗教改革を始めた。その後この改革はエドワード6世（1547-1553）とエリザベス1世（1558-1603）によって継承され、独自の教会制度が作られた。これがイギリス国教会である。組織としてはイギリス国王が教会首長となり、教義はカルヴァン主義に近いものであった。しかしカトリックの儀式も一部残されていたようだ。国教会の成立によってイギリス国内では国教徒、プロテスタント、カトリック信者の三者が相対峙する状況が生まれていた。

1.2.2 プロテスタントに対する迫害

エリザベス1世の前の国王であるメアリー1世が1553年に即位すると、カトリック信者であった彼女はプロテスタントに対して迫害を行った。そのためプロテスタントの中心的指導者はこの迫害を避けるためカルヴァン派の本拠地であるジュネーヴに逃れ、その地でカルヴァン神学から大きな影響を受けた。エリザベス1世の時代には宗教的には中道的な政策がとられたため彼らはジュネーヴから帰国し、カルヴァン思想がイギリスに伝えられることになる。

1.2.3 ピューリタニズムの誕生

エリザベス1世時代に、イギリス国教会内部では宗教改革をさらに徹底することを目的とする運動が起こった。カルヴァン派の影響を受けたプロテスタントの一派によって起こされたもので、国教会の浄化を目指した運動である。教義としては、聖書主義（福音主義）の立場に立つもので、禁欲や勤勉を説いた。禁欲的に世俗の職業に従事することが神から与えられたこの地上における使命（天職 Calling）を果たすことであり、救いを確信することになると主張した。ピューリタニズムである

1.2.4 ピューリタンへの迫害とイギリス脱出への胎動

エリザベス1世の死後、ジェームズ1世はイギリス国教会の立場からカトリックとピューリタンを迫害した。またその後王位を継承したチャールズ1世もピューリタン弾圧を強化し、議会との対立も深刻化する。1628年に議会は「権利の請願」を提出し、王党派と議会派の対立は激化していった。そしてピューリタン革命へとつながっていくことは周知のとおりである。

その後、ピューリタンへの迫害によって彼らはその信仰をイギリス国内で継続することが困難になり、信仰の自由を求めてイギリスからの脱出を決意する者も増大していった。アメリカ大陸への移民の先駆けとして象徴のように語られる「ピルグリム」と呼ばれる人達もまずはオランダに逃れ（1608）、その後（1620）にアメリカ行きを決断したというのがプリマス入植までの実際の経過のようだ⁵⁾。

1.3 考察

以上のように、アメリカ合衆国建国につながる移民、入植はその動機の面から見れば主として経済的自由の獲得と信仰の自由の獲得を目的とするものであったと考えることができよう。実行主体の面から見れば、前者に関しては、国

王の下で経済活動を行う特許商人、特許商人の活動に加わって一攫千金を夢見る富裕層、そして実行部隊としての労働者などであったようだ。また信仰の自由を求めた者としては、イギリスからはピューリタンを初めとするプロテスタントが先鞭をつけることになったようだ。

16世紀後半頃から、ヨーロッパでは近代と呼ばれる時代の胎動が始まっていた。人間は恐る恐るながらも己の能力に対する自信を強め、新たな行動を始めつつあった。このような変化の中で、絶対王政のくびきから脱して経済的・社会的自由を求める気運が昂揚したことは必然であったとも考えられる。移民動機について筆者が思うに、人びとをして移民となることを決意させる背景には相当の困窮と経済的不自由があったに違いない。移民となればそれまで築き上げてきた人間関係も経済的基盤も全て放棄しなければならない。しかも成功する保証もない。にもかかわらず移民となる決断をした人たちにはこれらのコストや不確実性を超えるだけの経済的動機があったはずだ。

人びとが自己の意思を表明する動きは宗教の面でも起こっていた。宗教改革を経て、すでにプロテスタントは誕生していた。その中からカトリック色をいっそう排除した信仰の自由を求めてピューリタンが誕生した。イギリス国王が国教会を設立しようとしたのもカトリックであるローマ教会からの自由を求めたためであったようだ。航海術もかなり進んでおり、地球上での空間的な拡大も現実のものとなっていた。アメリカ大陸への入植はこのような状況の中で、それぞれの「自由」を求めた人びとによって行われたものと考えられる。

2. イギリスからの離反と独立

2.1 イギリス国王に対する忠誠心と、変化の胎動⁶⁾

1750年当時、北アメリカに住んでいたイギリ

ス人は政治的にはイギリス市民であり、彼らは心情的にはイギリス本国人以上に愛国的であった。当時は生活と文化のあらゆる面でイギリスへの依存心が強く、イギリス本国に対して根強い忠誠心を抱いていた。折しも1756年に勃発した英仏間の七年戦争（1756-63）は彼らの愛国心をかきたて、本国に対する彼らの忠誠心を高めた。このように18世紀中葉の植民地の精神は圧倒的にイギリス的なものであった。

しかし同時に、北アメリカ植民地の自然環境は植民地の人びとの生活様式と思想に少なからぬ影響を及ぼした。植民地をイギリスから隔っている距離と、新世界の新しい生活環境によって新しい生活形態は着実に育っていた。アメリカの生活のあらゆる分野で、アメリカ独特の諸要因が旧世界から移植された生活形態を侵食しつつあった。そのため植民地でも18世紀は新しい変化の胎動期であり、ダイナミックな文化の萌芽期でもあった。表面上はイギリス文化圏の延長という性格をもっていた植民地ではあるが、本国との間に緊張を生む要素はすでに増しつつあったと行うことができよう。

2.2 忠誠心から憎悪への転換

18世紀前半を通じて北米のイギリス植民地は成熟し、顕著な独自性を築きつつあった。各植民地は経済力と文化水準を高め、長年にわたる自治の歴史をもっていた。1760年には植民地全体の人口も150万人を超えていた。しかし植民地の人たちは18世紀半ばにもなお強い愛国心も保持していた⁷⁾。

ところが1763年を境に植民地は母国と決別する道を歩み始める。この年は英仏間の七年戦争が終結した年である。イギリスはこの戦争に勝利したが、多額の戦費を要した結果、財政的な窮状に陥った。そのため、この状況を打開するためにアメリカ大陸の植民地に課税する歳入政策が始められたのだ。上記のとおり植民地の人

たちは自治に慣れ、自由の拡大を期待していたにもかかわらず、イギリス政府はそのことをほとんど理解していなかったようだ。課税などのためにイギリス政府が実行した主要な法律や事件は下記のとおりである。

1764年：砂糖法、通貨法

1765年：軍隊宿営法、印紙税法（ただしこれは翌年撤廃）

1767年：関税を課すためのタウンゼント諸法（これは茶税を除き、1770年に撤廃）

1773年：茶税に反発してボストン茶会事件が発生

1774年：懲罰諸法（耐えがたい法律 Intolerable Acts とも言われる）

このような一連の立法と高圧的な支配は植民地の人たちにとっては不当なものに他ならず、耐えがたいものであった。そのため彼らからは母国に対する忠誠心は急速に失われ、逆に憎悪や敵意までかきたてることになった。そしてイギリスに対して抗議する際に掲げられたのが「代表なき課税」は植民地の自由を脅かすもので不当だという論理である。イギリス政府に対する植民地人の認識に劇的な変化が見られた象徴的な事例を二例挙げておこう。

第1はジョン・アダムズの例である。彼はイギリスのピューリタン倫理を身につけた模範例とも言うべき人物であり、強いイギリス人意識を抱いていた。彼も少年時代にはイギリスが「親切で優しい親」だと教えられてイギリスに好感を抱いていた。しかし成人してみると、「アメリカの人びとはイギリスが残忍な醜い老婆であることに気づいた」と言う。1765年に印紙条例が成立すると、彼は激昂して「アメリカを隷属状態に置かんとする直接的な公の計画が進行している」と告発した。そして1765年から75年に至る10年間に、彼にあっては煩悶しながらも「主義、主張、感情、そして愛着心—(中略)—

の急激な変化」が生じていた⁸⁾。

第2はベンジャミン・フランクリンの例である。彼もピューリタンの中産階級で育っている。彼はイギリスの諸制度に対する強い信頼感をもっており、イギリス国旗の下でこそ自由で独立独行の生産的な生活が繁栄する最上の、そしておそらく唯一の機会があると考えていた。しかし彼は新世界に住んだ50年の間にすっかりアメリカ思想の主流を代表する人物になっていた。その彼が1757年から18年間イギリスに滞在し、この間にイギリスの政治や社会制度の現実を間近に観察した。その結果、それまでイギリスに対して抱いていた好感や忠誠心は低下し、逆にイギリスとその支配者に幻滅感を抱くまでになる。そしてついに印紙条例以降のイギリスからの不当な支配を経験するに及んでからは自らの描く将来構想とアメリカ的生活様式に固執するようになった⁹⁾。

2.3 独立への具体策の実行

2.3.1 植民地の結集と独立革命の開始、独立宣言の承認

A) 各植民地の結集

英仏間の七年戦争が終結するまでは、アメリカの各植民地を結合して全体の統一意思を形成する組織は存在しなかった。しかしイギリスから各植民地に対して茶税をはじめとする税金が課されることが明らかになった時、各植民地には協同してこの問題に対処する必要が生じた。そこで各植民地に共通する問題を協議するため形成されたのが「大陸会議」である。大陸会議は独立宣言が出されるまでに二回開かれている。ただ、この会議には各植民地を統治する法的根拠はなかった。しかし、不十分とはいえ、植民地の人びと全体の意思を表す唯一の組織であった¹⁰⁾。

B) 第1回大陸会議

第1回大陸会議は1774年9月5日から10月26

日まで開かれている。バージニア植民地議会の提案によって開かれたもので、イギリスからの課税を受けて、「植民地の不幸な現状について協議するため」各植民地の代表がフィラデルフィアに集まっている。この会議では植民地に対するイギリスの政策の不当性と、植民地の権利が表明された。また対英不買同盟を確立するための「大陸提携（アソシエーション）」が結成された。これを契機に軍需物資の収集および兵員の動員が開始されている。

C) 独立戦争の始まりと第2回大陸会議

第2回大陸会議は1775年5月10日に招集されている。ところが、これが開催される直前の同年4月19日、ボストン郊外のレキシントン・コンコードでイギリス軍との最初の武力衝突が発生した。これ以降イギリス軍と植民地民兵との戦いが続くことになる。アメリカ独立戦争の開始である。ただ当初は13植民地の行動はイギリスの国王や議会にはイギリス帝国内の内乱と見られていた。しかしこの認識を放置しては植民地の独立は実現できない。植民地側ではイギリス軍との戦闘を国家間戦争に転換しなければならぬ。言い換えれば合法的な戦闘体を創設する必要があった。そのためこの度の大陸会議は植民地間の軍事同盟の意思決定主体とならざるを得なかった。会議では対イギリス開戦が正式に可決され、後にアメリカ合衆国初代大統領となるジョージ・ワシントンを経指揮官とする植民地軍（大陸軍）が結成されている（6月14日）。さらに13の植民地が「武器を取る理由と必要性を提示する—(中略)—植民地連合の代表者達による宣言」、いわゆる「大義の宣言」も承認されている（6月6日）。このように植民地独立への意識は、この時期ますます高まりを見せていく¹¹⁾。

D) 独立宣言、およびイギリスによるアメリカの独立承認

1776年6月の初めに第2回大陸会議では下記

の三つの関連した委員会がつくられている¹²⁾。

①独立宣言文書の作成委員会

独立宣言の起草委員に指名されたのが、トマス・ジェファソン、ジョン・アダムス、ベンジャミン・フランクリン、ロジャー・シャーマン、ロバート・R・リヴィングストン

②通商と同盟についての模範となる条約起草委員会

③連合規約作成委員会

これらの委員会で作成されようとする各文書は、当時の国際法のもとで主権を主張しようとするものであった¹³⁾。

独立宣言の起草に至る意識の高揚を植民地にもたらしたのものとしてトーマス・ペインの出版した小冊子「コモン・センス」がある（1776年1月）。これは3ヶ月足らずの間に10万冊を売り上げ、各植民地で読まれた。その結果、これは植民地にイギリスから分離する決断を結晶化させたと言われている。イギリスからの独立は自分自身の意思で統治することを目指すものであり、真に「自由にして独立した国家」の設立を理想とするものであった¹⁴⁾。

ただ当時、植民地連合の側には大きな懸念もあった。ヨーロッパ諸国の動向である。もしも諸国によって植民地連合の行動がイギリス政府に対する反逆者の暴動とされたなら独立が実現されなくなるからだ。しかしフランスもスペインもそうはしなかった。植民地の新興国家それ自体を恐れてはいたが、それ以上にアメリカ大陸におけるイギリスの勝利とその結果として生じるイギリス権力の復活を恐れていたからだ。実際フランスが植民地連合に対して強力な軍事的支援を行ったことはよく知られているところである¹⁵⁾。

また大陸会議内でも全員が独立に賛成していたわけではない。しかしついに1776年7月2日には独立宣言文書が13植民地代表の全会一致で採択され、2日後にこれが確認されている。13

植民地の連合体が国家としての独立を宣言したのである。独立宣言が出されると、その後各州では独立の気運がさらに高まり、下記のように州憲法の制定も行われた。

1776年：ヴァージニア、ペンシルヴェニアなど8州で州憲法制定

1777年：ニューヨーク州、ジョージア州で憲法制定

1780年：マサチューセッツ州で憲法制定

独立宣言は大陸会議によって考案された一連の文書の頂点であった。したがって植民地連合はこれによってブリテン帝国の構成員であることをやめて、各国と並んで立つことを意味する¹⁶⁾。

ただし、この宣言によってイギリスが植民地連合の独立を直ちに承認したわけではない。そのため植民地連合は独立を宣言した後、より強固な連合体を形成すべく行動を始め、1777年11月17日に「連合規約」を採択している。これが1781年3月1日に全植民地によって批准されたのを機に第2回大陸会議は発展的に解散され、翌3月2日からは「連合会議」に引き継がれている。1783年にパリ条約が締結され、これによってイギリスはようやくアメリカの独立を承認した¹⁷⁾。

2.3.2 アメリカ思想の原点形成

アメリカにおける社会思想や政治思想の原点は独立革命期に形成されたと考えられている。植民地の人達が次第にアメリカ独自の国民性と国家目的を形成し、イギリスへの忠誠心を捨て、イギリス人からアメリカ人になっていったのもこの時期であったようだ。他の社会とは異なり、貴族でも、僧侶でも、軍人でもない一般市民の性格がアメリカの国民性の核をなしていた。プロテスタントイズムをベースとする独立心と勤勉な風習が一般的となり、動的で開放的な思想がアメリカの特徴となっていく¹⁸⁾。

2.4 考察

前に第1章で確認したとおり、アメリカ大陸への入植は、個人の動機に着目して見れば、それぞれの立場にある人びとが新たな可能性を実現するための自由を求めて行ったものであろう。他方、政治的意向に着目してみれば、入植はイギリス植民地の建設のためであった。したがって植民地では人びとが母国に対して忠誠心と誇りを抱いていたことは何ら不思議ではない。

しかし、巨大な大西洋を挟んだ空間的距離の遠さと時間の経過は植民地社会に大きな変化の要因を意図せずして蓄積していったようだ。植民地では植民地として一定の制約はあるものの、日常的な諸般のことは自分たちで決定し実行しなければならない。それは部分的な自治の実践であり、これも独立心の育成に貢献したようだ。組織の形成と運営の面で今に通ずる教訓を含んでいる。

自由や自治のレベルが多少なりとも向上し、その条件での生活が継続すれば、そこには固有の価値観や目標が生まれることもまた必然であろう。さらに、このような諸条件が形成されている所に対して支配者側から不用意な対応が行われると、支配者に対する忠誠心や誇りがいとも簡単に崩れ憎悪に転じたことも示唆に富んでいる。このことは「自発性と統一性」のジレンマとして組織管理に通ずる事例でもある。アメリカ大陸の植民地では、入植開始後、約100年余の間に独立に向けた要因が意図せずして蓄積されつつあったことは確かなようだ。

3. 独立革命期の思想と独立宣言の趣旨

3.1 17～18世紀のヨーロッパの思想状況

3.1.1 パラダイム転換

アメリカ建国に強い影響を与えたであろう17世紀から18世紀のヨーロッパの思想状況の要点を確認しておこう。周知のとおり17世紀はヨーロッパの近代が始まる時期だと言われている。

確かにこの時期には新しい思想がいろいろ台頭している。たとえば宗教ではカトリックに対してプロテスタントが生まれ、古典主義に対してはバロックが、イギリス経験論に対して大陸合理論が生まれている。そしてこのような状況の中で近代科学革命と呼ばれる学問方法の飛躍も生まれて自然観や宇宙観の大転換がもたらされている¹⁹⁾。

17世紀に入ると、それまで長い間「諸学の女王」と呼ばれた神学が思想に対する支配力を失い始めた。人間は長い間、神を公理とする演繹的方法で万物を説明してきたが、これが揺らぎ始めたのである。逆にこれに替わって注目を集めたのが自然を対象とする学問である。人間が自身の思惟による観察と考察を始めたのだ。このような動向の中で、前世紀からひっそりと蓄積されてきた自然観察の成果に基づいて新たな宇宙観・自然観も提示された。機械論的宇宙観である。宇宙からは目的が追放され、自然からは精神が追放された。その結果、自然を数量的な因果関係で説明する方法が普及する。因果関係が明らかになるとこれの応用が試みられる。17世紀の終盤になると、人間はまだ神への畏敬の念はもちつつも、自身の力で人為的に何かを「作る」ことにますます自信を高めてくる。近代科学の方法と自己の能力・理性に対する自信とをベースにして生み出された思想の誕生である。啓蒙主義はまさにこのような性格をもつ思想だと言うことができる²⁰⁾。

人間が科学的な方法と知識を手にし、自らの力に対する自信を高めた結果、その後、様々な分野に変化・発展がもたらされることになる。その力の応用対象は自然以外のものにも向けられるようになる。自然の次に関心を集めたのが人間である。18世紀に入ると人間への関心は高まりを見せ、学問分野では自然科学に替わってアンソロポロジーが諸科学の新たな女王と呼ばれるようになった。個人レベルで言えば、人間

の自由や独立への欲求が高まりを見せた。関心の対象はさらに広がりを見せ、ついには人間の集団としての「社会や政治」を対象とする新たな学問と思想が誕生した。アメリカの建国時の思想はこのような思想状況の影響を受けているものと考えられる²¹⁾。

3.1.2 所有権思想の発達

近代思想の発展と社会の変化は所有権思想の分野でも顕著な進展をもたらした。アメリカ建国期の思想に大きな影響を与えたとされているジョン・ロック(1632~1704)の思想でそれを見てみよう。彼の生きた時代の思潮をより明らかにするために、その前段階に位置するとされるホブズ(1588~1679)の思想から確認してみよう。ホブズの主著とも言うべき『リバイアサン』(1651)によると、当時のヨーロッパはまだ自然状態である。これは人間の情念と敵意とによってひき起こされる暴力的闘争の状態である。これに対してロックの言う「自然状態」とは、神自身が世界における全ての人間をその中においた状態を意味する。そこにおいて人間がすべきは神が要求する自然法に従って生きることである²²⁾。

ホブズの言う段階では絶対王政の国家は存在するが、自由な意思をもつ、いわゆる市民による国家の形成は実現されていない。所有権もちろん成立しておらず、人間の権利(自然権)の中核は生存権である。ホブズがこの段階の状況を「各人の各人に対する戦争状態」と表現したことはよく知られている。ちなみにホブズの関心は自然状態が内乱という悲惨な状態に陥ることのないような政治社会の構成を模索することにあつたようだ²³⁾。

この段階から少し時代が下ると、ロックの生きたイギリスにおいても大きな政治的・社会的進展が実現する。市民革命を経て自由な意思をもつ市民が台頭し、社会は「市民社会」、「政治社会」へと移行する。そして所有権も成立する。

ロックの『統治二論』（1690）によれば、それは生存権を含む広い概念で、生命（life）、自由（liberty）、財産（estate）を包含するものとされ、プロパティという語でも表現されている。これは人間が生存への欲求を自ら充足する自律性や主体性を象徴するものであり、人間の「固有権」すなわち生存を継続するための手段とされている。人間が「固有権」の主体として自律しているとすれば、政治権力の目的もその保全に向けられる。そしてプロパティの保全を目的とする政治を人間が作為すべきだとする結論が導かれる。

参考までに、ロックに続く段階のことを若干述べておこう。18世紀に入ると所有権はもはや当然のものとなり、市民社会の自律性も高まりを見せる。いわゆるイギリス自由主義の段階である。ここではもはや「社会契約」説的国家形成論は不要となり、国家に求められる役割も大きく変化している。市民社会の自律的運動、自律的調和を阻害しないこと、そしてより積極的にはそれを助長すべきことが求められた。この段階を代表する論者としては、ヒューム（1711－76）、スミス（1723－90）、ベンタム（1748－1832）を挙げることができよう²⁵⁾。

3.1.3 ロックの出自とその思想

A) プロテスタント、ピューリタン

大森雄太郎によれば、近年、アメリカ革命期の政治思想に関して新たな動向もあるという。イギリス本国とアメリカ植民地で形作られてきた「共和主義」と呼ばれる思想の影響を強調するものである²⁶⁾。ただ、ロックの影響力が当時圧倒的であったことも否定できないようだ。そこで本稿ではひとまず、ロックの思想の中から、独立宣言の基礎となったであろうと考えられる思想を確認しておきたい。

ロックはジェントリー階級の出身である。ヨーマンと貴族の中間に位置する裕福な地主と考えてよいであろう。宗教の面ではプロテスタ

ントであり、家庭ではピューリタニズムに基づく教育を受けている。そのため彼の思想の最も基礎にあり出発点となるものはプロテスタントであり、特にピューリタニズムの教えにあると考えられる。そのため人間を含めてこの世の万物は神の創造したものであるということから出発し、諸権利の根拠が創造主にあると考えていたようだ。いわゆる自然法の発想である。そして人間は神の事業を遂行すべき義務を負っていると考えていたようだ²⁷⁾。自然法とは、人間のすべての権利がそれに依存し、人間の義務の大部分が多かれ少なかれそれから直接派生する神の拘束法である²⁸⁾。これは中世までは宇宙を貫徹する神の法、神が創造において組み込んだ神の意志を意味した。当然、人間が作る法を超えるものとされる。近代社会になると、人間の理性に対する信頼と人間自身の自信が向上したため、人間の理性に内在する普遍の法と考えられるようになる。ただこの段階でもやはり実定法を超えるものと位置づけられる。

B) 議会派

17世紀のイギリスの政治においては王政を支持する王党派（トーリー）と議会による意思形成を重視する議会派（ウィッグ）の対立が顕著になっていた。ここに宗教面での対立すなわち国教会、プロテスタント、カトリックの対立が絡むことによって社会は混迷の度を高めていた。ロックの政治的な立場は基本的には議会派である。当時、王党派からはフィルマーによって国王の絶対性を主張する著作が出された。これに対して議会派からの批判として出されたのがロックの『統治二論』であった。なぜ王権の絶対性を認めてはならないのか。政治的にはそれが絶対王政の永続性を受け入れることになるからである。また宗教面からは神以外の絶対者を置くことになり、神の絶対性を曖昧なものにするからである。そして神の下での人間の平等を否定することになるからである²⁹⁾。

C) 社会契約論

ロックの政治手法は社会契約論の論理に依拠して考えられている。そもそも契約論と言われる考え方は政治や社会を人の関与なしに自然に成立したと考えるのではなく、人間同士の契約によって人為的に作られたものとする考え方である。これは人間が自己の能力に自信をもつに至った17～18世紀のヨーロッパで展開された新たな社会理論である。

契約が成立するためには、まず自由で自律意識を持つ個人が存在しなければならない。当時はまだ神の力・神への畏怖が人びとの思考を相当に拘束していたのであるが、他方で、神の意志からの人間の自律が相当に進んだ段階に来ていたものと言えよう。このような段階に達した人間は個人同士の契約によって社会を改良し、国家を形成するとロックは考えている。

D) 所有権と神への義務

まず所有権の概念を確認しておこう。所有権に関しては次のように考えられている。全ての人間には神から与えられたプロパティがある。これは各人に生来帰属している固有のもの、具体的には生命、健康、自由や、各人が労働の成果として獲得する財産が含まれる。そしてこれらは誰も奪うことができないものである。なぜ誰も奪うことができないのか。それは人間が神への義務を果たすために不可欠のものだからである³⁰⁾。

次に、財産形成の根拠はどのように考えられているのだろうか。それは労働の成果である。ロックによれば、職業は神の召命である。したがって神から与えられた職業に勤しむこと、すなわち労働することは神学的義務を果たしていることを意味する³¹⁾。

財産の所有が許される根拠は何であろうか。それも労働であり、その論理は下記のとおりである。まず肉体は自らの所有物だと考える。肉体の働きかけが労働である。したがってこの労働

を物質的な対象に働きかけることによって生み出される成果は労働した者が私有することが許される。労働が働きかけられる前の自然は人びとに共同で所有されている。しかしある人が自然物に働きかけると、すなわち私的なものである労働を付加すると、その成果は働きかけた人が所有することが許されるという。したがって財産の形成は労働の成果であり、その多寡はその人の勤勉さを示すものでもある³²⁾。

E) 政府の樹立、国家の形成論理

ロックの言う所有権（プロパティ）は単なる私的な所有物ではなく、宗教的な意義をも担っていた。人間が神への義務を果たすために不可欠のものとしてされているからだ。しかし統治権力の存在しない社会においてそれを個人で保全することは極めて困難である。そのため所有権の保全は個人レベルを超えた政治的な課題とされ、これをより確かなものとするための統治権力の形成が必要とされた。所有権を巡って人間間に生ずるであろう紛争を、統治権力に基づく法によって解決しようとしたのだ。それは市民の同意に基づく政治・国家の形成であり、「社会契約」論的国家形成である。これは絶対主義的国家に対する否定の思想、革命の思想でもあった³³⁾。ちなみに社会契約論は文明の中で墮落した人間を有徳で叡智的な存在へと再生させるためにはいかなる政治制度が必要であるかに関心をもっていた³⁴⁾。

ロックにあっては、政府・国家形成の目的は人間の財産（プロパティ）の保持である。自然状態のままではプロパティの保持が危険にさらされる。そのためこれを放置すると神への義務が果たせなくなる。そこでプロパティを保持するためにひとびとの間で契約を結んでプロパティを守る統治主体、すなわち政府を作ることが神への義務を果たすことにもつながる。したがってロックの言う政治とは人間同士の間に生ずる紛争を解決し、プロパティが保全される平

和的な共存状態を作り出す作用であり、人びとの合意によって形成されるものである³⁵⁾。

この政治理論が発展すると抵抗権と革命権が是認される。ロックは次のように考えている。プロパティを侵害する不法な政治権力が出現した場合、人びとはこれに対して抵抗し、最終的には新たな政治権力と置き換える権利を有する。神の意志に背く政治的統治への抵抗は神の作品としての人間が負った神への義務の極点をなすものである。プロパティを侵害する不法な権力は神の信託に違反する政治的統治者であり、その権力への抵抗は神の意志に仕えるべき人間の義務であり、また本源的権利でもある。それゆえにロックは、宗教的義務の実践を支える人間に固有の権利を政治権力が侵してはならないと言う。このようにロックにあっては、政治的統治・政治権力の淵源は神の意志にある³⁶⁾。

3.2 独立宣言の構成とその趣旨

3.2.1 全文の構成³⁷⁾

アメリカの独立宣言が語られるとき、これを対象とする専門研究者は別として、通例は宣言文の冒頭に続く下記の部分が引用されることが多いようだ。「われわれは、次の真理は別に証明を必要としないほど明かなものであると信じる。すなわち、全ての人間は平等に造られている (created equal)。すべて人間はその創造主によって、誰にも譲ることのできない一定の権利を与えられている。これらの権利の中には、生命、自由、そして幸福の追求が含まれる」という行である。しかしこれは独立宣言のほんの一部に過ぎず、宣言の全文は、それぞれ内容を異にする五つの部分から成り立っている。下記の五つである。

①冒頭の部分は、政治的な「宣言」を行う際に、すなわちここでは英国との政治的絆を切断して独自の政府樹立を宣言するために示すべき理由が述べられている。これは公式の宣言文

書の形式に従ったものである。

②第2の部分が前に引用した部分とそれに続く主張である。内容としては、すべての人間は創造主によって平等に造られており、一定の権利 (生命、自由、幸福追求の権利を含む) を与えられている。この権利を確保するためには現政府の廃止と新政府の設置を行うことができるという主張である。

③第3の部分は英帝国との絆を断ち切って独立する具体的理由、すなわち英国王 (ジョージ3世) による数々の違法行為と権利侵害の事例が列挙されている。

④第4の部分は、英国の同胞に対する宣言である。国王が植民地に対して数々の権利侵害を行っていたにもかかわらず、彼らがこれを止めようとしなかったことである。

⑤第5の部分は、連合諸邦はすでに自由にして独立した国家であり、従って独立国家としての権限を有することが述べられている³⁸⁾。

3.2.2 基礎的思想の解釈

A) 本研究の着眼点

独立宣言は紛れもなく政治的文書であり、アメリカ大陸に建設されたイギリス植民地が連合して主権国家となることをイギリスに対して、そして世界に対して宣言したものであると筆者は考える。しかし本研究は今日の経営学の根底思想を捉えることを目的としている。そのため、本稿ではあえて所有権などの個人の権利や生活倫理の根源を理解する視角からアプローチしてみたい。その意味では上記の通説的理解に近いとも言えようが、可能な限り労働や所有権の根源、並びにプロテスタントの倫理にさかのぼってみたい。独立を勝ち取る際の心の支えとなり、また新しい国民性の概念の源泉となったのは「ピューリタン思想」と「自然法」哲学であった³⁹⁾。

B) 啓蒙思想、社会契約思想、ロックの思想
この宣言の基礎にある思想は、直接的には建

国のリーダー達の思想であるが、彼らはいずれもヨーロッパの近代初期の思想から強い影響を受けた人たちであったものと考えられる。中でもジョン・ロックの思想は特に大きな影響を与えたようだ。具体的には、人間が自身の内にある理性を信じ、これでもって今まで見えなかった所を照らして(enlighten)人間の認識を広めようとした啓蒙思想であろう。さらに踏み込んで言うなら、啓蒙思想の論法を用いて社会を改良しようとした社会契約論であり、人びとが自分たちの意思で統治権力を樹立しようとした市民革命論だと言えよう。

C) カルヴァン思想を中心とするキリスト教
 独立宣言は、キリスト教と縁の薄い人間にとっては想像を絶するほどキリスト教の教義に依拠している。「平等」概念にしろ、「自由」概念にしろ、特に建国期においては全てのものが創造主・聖書を公理として発想されていたと言っても過言ではあるまい。そのため、キリスト教に縁が薄い地域でアメリカ思想、特に建国期の思想を解釈するに当たっては、翻訳の字面のみで安易に情緒的に解釈してしまわないことが肝要であろう。キーワードの一つである「平等」は王権の絶対性を否定するための論理から導かれたものであり、唯一の絶対者である神によって創造された人間は全て平等だという意味である。「自由」は神が人間に与えたとされる理性によって獲得された意思の自由を意味しているものであり、神の意志による人間の能力の拡大を意味するものと考えられる。

D) 自然権としての所有権

全ての権利の源は神の示した「自然法」にあるとする所から始めなければ独立宣言の解釈も不正確なものになりかねない。独立宣言に示されている所有権の具体的内容も自然法に基づくものであり、しかもロックによれば、これらは人間が人間のために使うのではなく、神への義務を果たすために使うべきものとされている。

したがって所有権(プロパティ)を保持することは神との関係において不可欠なものである。

3.3 連邦憲法制定と自由概念

3.3.1 連邦憲法制定

独立宣言後に新たな国家建設に向けて植民地連合によって行われた主要な行動は下記のとおりである⁴⁰⁾。

1777年11月17日：第二回大陸会議で「連合規約」を採択

1781年3月1日：「連合規約」が発効

1781年3月2日：「大陸会議」を解散し、「連合会議」が発足

1783年：独立戦争はアメリカの勝利に終わり、イギリスがアメリカの独立を承認

1787年：「連邦憲法制定会議」招集、憲法草案作成

1788年：「連邦憲法」発効

1789年：ワシントンが初代大統領に就任

これまで確認したとおり、大陸会議が独立宣言までに果たした役割は大きかった。しかしそれは各植民地の単なる集合体として発足したものであったため全体の統制を欠いており、反英体制はまだ強力なものとはならなかった。そのためその後は国家としての統合性を確立するための段階が踏まれることになる。独立宣言後一年以上の議論を経て「連合規約」が採択され、1781年にはこれが発効している。これを見て翌日には大陸会議が解散され、発展的に「連合会議」が発足している。1783年にはアメリカが独立戦争に勝利し、イギリスもようやくアメリカの独立を承認している。続いて1787年には、建国の最終段階とも言うべき連邦憲法制定会議が招集されて憲法草案が作成され、翌1788年にはこれが発効している。そして1789年にはワシントンが初代大統領に就任した。

3.3.2 連邦派と州権派の自由概念

憲法制定会議が開かれると二つの異なった立

場が明らかになった。連邦主義と反連邦主義である。ハミルトンに代表される連邦主義者は強力な中央政府の必要性を主張した。産業の面では商業を奨励して市民の繁栄を図ることを重視した。他方、ジェファソンに代表される反連邦主義者は連邦の権力を抑制して各州の権限を保持することを主張した。産業面では独立自営農民を重視し、田園的共和国を理想とした。要するに、この会議では自由と抑制という相反する要素の融合が問題とされたのである。ジェファソンとハミルトンはその後のアメリカ思想の二つの大きな潮流を形成したとすることができよう⁴¹⁾。

3.4 考 察

3.4.1 独立宣言で言われる「人間の平等」概念について

独立宣言に見られる有名な行、「全ての人間は平等に造られている」は人間観として高邁な理想を表現しているものと解釈されやすい言葉である。通説でもそのように理解されているのではないかと推察される。しかしこれは注意を要する言葉である。決して安易に情緒的に捉えてはなるまい。筆者は次のように理解するのがより正確だと考える。

これはプロテスタントの立場から、この世界に神以外の絶対者を置いてはならないという主張から発している。人間社会において一部の人間を絶対者とし、他の人間をその被支配者とする関係を作ってはならないという主張である。具体的には王権神授説を念頭に置いて、これを否定する論理の提示であろう。この論理によれば、イギリス国王が絶対者として植民地の人びとを支配することはキリスト教の教義に照らして不当である。神の下では植民地の自分たちもイギリス国王と平等であるから、独立することは神の意志に沿うものであることを主張している。したがってこの表現を、キリスト教の教義を考慮しないで、今日的な価値観で情緒的に解

釈すれば全体の趣旨が理解しにくいものとなるだろう。

この宣言を起草した当時の建国のリーダー達が全ての人間の「平等」を語る時、今日一般に意味する、全ての人種や民族を含めてそれを思考していたかとなると極めて疑わしい。たとえば独立宣言起草者の一人であるジェファソンも奴隷を“所有”していた⁴²⁾。またもし入植者達が先住民を自分たちと「平等な人間」と認識していたならば、実際に彼らが先住民に対して行った行動は実行できるものではなかっただろう。むしろ先に居住していた人たちに対して遠慮があつてしかるべきである。さらに言えば、白人達の間においてさえ男女平等の意識は極めて低かったようだ。独立宣言以来今日まで、人種や民族そして性の違いを超えて「全ての人間」を「平等に」扱う制度を整備しようという努力がなされていることは事実である。たとえば憲法には“Equal Rights Amendment”も付加する試みがなされた⁴³⁾。しかし実際には米国内に人種間・民族間での差別意識が根強く存在することは周知の事実である。

3.4.2 独立宣言における「自由」概念について

「自由」概念についても、前に述べた「平等」概念と同様に多分にプロテスタントの論理を念頭に置いて用いられたのではないかと考える。すなわち、神が人間に理性を与え、その理性を用いることによってより神の意志にそう思考と行動ができるようになったという認識があるものと推測する。

ただ本研究では、入植者達の日常的な自由、市民革命において希求された自由にも配慮して考察を進めたい。第1章でも確認したとおり、「自由」の希求は入植時からの人びとの中心的関心事であったことは事実であろう。しかも独立が現実的課題となるまではホブズが『リバイアサン』で描いたような「自然状態」に近い

状況が多分に存在していたものと推察される。そのため、当時は、今日「リバタリアン」と称される人たちの自由概念の基になる自由の追求が、むしろ主流を占めていたのではないかと考えられる。

その後、独立革命期に全ての植民地が参加して一体性の強い統合組織を作る経験をし、その過程で自由概念の修正が行われたであろう。さらに建国の仕上げとも言うべき連邦憲法を議論する過程で再度自由概念の修正に直面している。連邦形成のために従来の自由の一部を抑制することを受け入れざるを得なかったからである。ちなみにその後、19世紀の終盤に新たな自由概念（リベラル）の提示が行われている⁴⁴。今日なお重要な政治的テーマとされる保守とリベラルの論争も、自由を巡る認識の違いに起因するものであるが、双方とも自由を希求している点では共通しており、その淵源は入植時にさかのぼると言うことができよう。

おわりに

本研究では次のことが明らかになった。

- 1) アメリカ大陸への入植においては二つの大きな動機があった。一つは経済活動の自由を拡大しようとするものである。市民革命期に見られた強い動機である。いま一つは信仰の自由を得ようとするものである。ピューリタンの入植はその象徴的なものとされている。アメリカ文化の気風はやはりピューリタニズムを基礎としているようで、国民性の基盤となったのはピューリタンの倫理であったようだ。
- 2) アメリカにおけるイギリス植民地の人びとは、当初は出身国イギリスに対して強い忠誠心を抱いていた。しかしフランスとの七年戦争終結後、イギリスから植民地に対して行われた課税が植民地の反発を買い、忠誠心は失せて逆にイギリスへの憎悪の念へ

と変わり、植民地の結束と独立への動きが進められることになった。

- 3) 独立宣言の構成論理はキリスト教を基礎とする自然権思想と、ヨーロッパの市民革命期の所有権概念や社会契約論をベースとするものであると考えられる。そして政治的統治は神への義務を果たすために必要なプロパティの保全を目的として形成されるべきものとされている。アメリカ国家はこれを共有の価値観として形成されたと言えるのではなかろうか。
- 4) アメリカにおける思想には入植時から一貫して「自由の希求」があると言えよう。それが最初に公式文書で確認されたのが独立宣言であった。その後、経済・社会状況の変化に応じて自由概念は多様化し、今日に至っている。
- 5) 今後の課題

初期のアメリカ合衆国は確かにイギリスの植民地であった13の州（邦）によって建国された。したがって建国の基礎となった思想を彼らの独立宣言から理解することは必要条件である。

しかしアメリカ大陸を植民地として開発する活動という点ではイギリスは後発であり、スペインやポルトガルが先行していた。北アメリカ大陸においてはフランスによる活動も行われていた。独立宣言後に、イギリスを出身地とする人びとが西に向かって勢力範囲を拡大した結果、現在の姿となったのであるが、底層の思想レベルでは決して今なお一つに溶け合っていない。その意味で、アメリカ合衆国における思想の実態は、かつて言われたような「るつぽ」では決してなく、むしろ「モザイク」と表現する方がより正確であろう。今日のアメリカ思想をより良く理解するためにはまだ下記のテーマに関する考察が必要である。今後の課題としたい。

- ①民族的、人種的多様性と差別意識
- ②米国固有の哲学＝プラグマティズム

注

- 1) 大西直樹著『ビルグナム・ファーザーズという神話：作られた「アメリカ建国」』講談社、1998年、21-22頁。
- 2) 野村達朗編著『アメリカ合衆国の歴史』ミネルヴァ書房、1998年、8-10頁。
- 3) 大西直樹著、前掲書、190頁、第一～三章。
- 4) Ralph Ketcham “FROM COLONY TO COUNTRY: The Revolution in American Thought, 1750-1820” 1974, Macmillan Publishing Co. Inc., N. Y. ラルフ・L・ケッチャム著、佳知晃子訳監修、『アメリカ建国の思想：植民地から共和国へ』時事通信社、昭和51年、巻末年表。
- 5) 大西直樹著、前掲書、第一章。
- 6) ラルフ・L・ケッチャム著、佳知晃子訳監修、前掲書、3-11, 372頁。
- 7) <https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3474/>
- 8) ラルフ・L・ケッチャム著、佳知晃子訳監修、前掲書、23-29頁。
- 9) ラルフ・L・ケッチャム著、佳知晃子訳監修、前掲書、30-35頁。
- 10) アメリカ独立革命史の研究者・斉藤眞によると、当時の各 State は言わば国家に準じる組織であった。その意味で、合衆国憲法が発効する1788年6月までは、State は「州」ではなく、「邦」と表記する方がより正確である（斉藤 眞『アメリカとは何か』平凡社ライブラリー、1995年、154, 176頁）。
- 11) David Armitage “The Declaration of Independence: A Global History” デイヴィッド・アーミテイジ著、平田雅博・岩井 淳・菅原秀二・細川道久訳『独立宣言の世界史』ミネルヴァ書房、2012年、36-38頁。
- 12) デイヴィッド・アーミテイジ著、平田雅博・岩井 淳・菅原秀二・細川道久訳、前掲書、52頁。
- 13) デイヴィッド・アーミテイジ著、平田雅博・岩井 淳・菅原秀二・細川道久訳、前掲書、39頁。
- 14) デイヴィッド・アーミテイジ著、平田雅博・岩井 淳・菅原秀二・細川道久訳、前掲書、41頁。
- 15) デイヴィッド・アーミテイジ著、平田雅博・岩井 淳・菅原秀二・細川道久訳、前掲書、49-50頁。
- 16) デイヴィッド・アーミテイジ著、平田雅博・岩井 淳・菅原秀二・細川道久訳、前掲書、36-37頁。
- 17) <https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3474/>
- 18) ラルフ・L・ケッチャム著、佳知晃子訳監修、前掲書、380-385頁。
- 19) 拙稿「近現代ヨーロッパ思想に見る、神、自然、人間、社会、歴史に関するアイデアの変遷—経営学の根底思想としての把握」広島経済大学経済研究論集、第40巻第4号、2018年3月参照。
- 20) 前掲拙稿参照。
- 21) 前掲拙稿参照。
- 22) ジョン・ダン著、加藤 節訳、『ジョン・ロッカー信仰・哲学・政治』岩波書店、1987年、79-80頁。甲斐道太郎他著『所有権思想の歴史』有斐閣、1979年、27頁。
- 23) 加藤 節著『ジョン・ロッカー神と人間との間』岩波書店、2018年、48頁。
- 24) 加藤 節著、前掲書、52-53, 194-195頁。
- 25) 甲斐道太郎他著、前掲書、29頁。
- 26) 大森雄太郎著『アメリカ革命とジョン・ロック』慶応義塾大学出版会、2005年。
- 27) 加藤 節著、前掲書、プロローグ。
- 28) ジョン・ダン著、加藤 節訳、前掲書、47-50頁。
- 29) 加藤 節著、前掲書、21-25頁。
- 30) 加藤 節著、前掲書、87-90頁。ジョン・ダン著、加藤 節訳、前掲書、64-69頁。
- 31) 加藤 節著、前掲書、89-92頁。
- 32) 加藤 節著、前掲書、89-92頁。ジョン・ダン著、加藤 節訳、前掲書、64-69頁。
- 33) 甲斐道太郎他著、前掲書、26-29頁。加藤 節著、前掲書、196頁。
- 34) 加藤 節著、前掲書、48頁。
- 35) 加藤 節著、前掲書、196-199頁。
- 36) 加藤 節著、前掲書、92-94, 98-100頁。
- 37) デイヴィッド・アーミテイジ著、平田雅博・岩井 淳・菅原秀二・細川道久訳、前掲書、192-198頁。
- 38) 斉藤 眞、前掲書。
- 39) ラルフ・L・ケッチャム著、佳知晃子訳監修、前掲書、378頁。
- 40) ラルフ・L・ケッチャム著、佳知晃子訳監修、前掲書、巻末年表頁。<https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3474/>
- 41) ラルフ・L・ケッチャム著、佳知晃子訳監修、前掲書、376-379頁。
- 42) デイヴィッド・アーミテイジ著、平田雅博・岩井 淳・菅原秀二・細川道久訳、前掲書、60-62頁。
- 43) 1972年に議会で承認されたが、批准した州が規定数に届かず不成立となった。
- 44) 拙稿「米国経営の根底思想—経済思想、社会思想、宗教思想」広島経済大学経済研究論集、第41巻第4号、2019年3月、参照。